

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第十号及び第九条第一項第五号の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び首都高速道路株式会社が、兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理の方法について、公園管理者川口市長と協議して次のとおり成立したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第六項の規定により公示する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

路線名		川口線
位置		川口市大字新井宿五百九番 二地先か ら同市大 字赤山千 百十四番 二地先ま で
種類		道路
他の工 作物の 名称		赤山歴 史自然 公園
公園管理者	管 理 者	兼用工作物の維持、修繕及び災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。））、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の規定、同法に基づく命令、川口市都市公園条例（昭和五十三年川口市条例第四十五号）の規定又は同条例に基づく規則の規定による兼用工作物の管理、都市公園法第十三条及び道路整備特別措置法第四十条において読み替えて適用する道路法第五十八条第一項の規定による権限の行使
道路管理者	区 分	道路法及び道路整備特別措置法の規定による兼用工作物の管理